

昭和56年5月31日以前の耐震基準(旧耐震)で建てられた
木造住宅の所有者の方へ

耐震化のための 補助金のお知らせ



今後想定されている巨大地震で倒壊等の危険性が高いのは
昭和56年以前の基準で建てられた木造住宅です。

あなたのお家は大丈夫ですか？

木造住宅の耐震化には補助制度もあるよ。
耐震改修の補助金は令和7年度から
最大115万円に増えているよ！

お問合せ・申し込みはこちら

086 - 803 - 1445

岡山市役所 建築指導課 建築安全推進係

※補助金（予算）には限りがありますので早めの申請をお願いします。

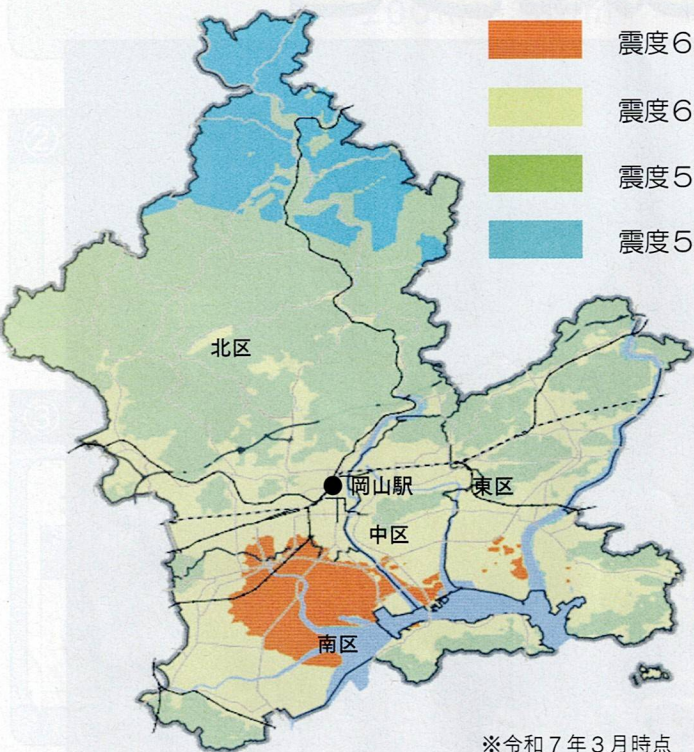


1 巨大地震はいつくるかわからない

南海トラフ巨大地震が起こると 岡山市で**最大震度6強**の揺れが想定されています

南海トラフ巨大地震による震度分布図

【凡例】



※令和7年3月時点

● 震度分布図のとおり、市南部を中心に**市内全域**で激しい揺れが想定されています。

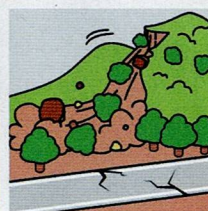
● 昭和南海地震(昭和21年12月)

- ▶ マグニチュード8
- ▶ 西大寺で震度6を観測
- ▶ 4～10分近くの揺れ
- ▶ 約1200戸の家屋が全壊

6強



耐震性が高い



耐震性が低い

【震度6強】

- はわないと動くことができない、飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

出典：気象庁HP 震度について <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/>

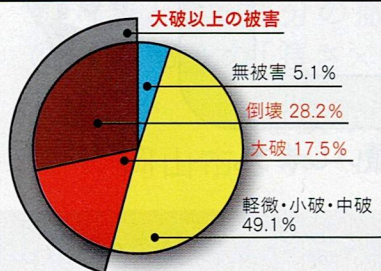
2 地震被害が大きい住宅とは

倒壊の危険性が特に高いのは**旧耐震の木造住宅**です

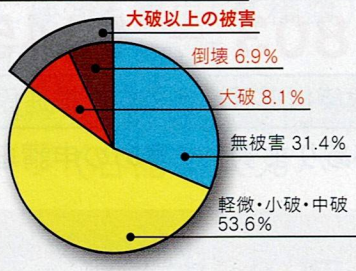
損傷度の基準

損傷度	無被害	軽微・小破	中破	大破	倒壊
状態					
傾斜	なし	なし	小 (1/60程度)	大 (1/20程度)	倒壊・崩壊
建物利用	可能	可能 (要点検)	可能 (要修繕)	困難	不可能

熊本地震における益城町中心部の被害(木造住宅)
(日本建築学会の全体調査より)



旧耐震



新耐震

昭和56年5月31日を境に建築基準法の耐震基準が大きく変わりました。

- 旧耐震：昭和56年5月以前の耐震基準で建てられた建物
- 新耐震：昭和56年6月以降の耐震基準で建てられた建物

● 平成28年4月に発生した熊本地震では、益城町の中心部で**旧耐震の木造住宅に大きな被害が発生**

耐震基準

大破以上の割合

旧耐震

45.7%

新耐震

15.0%

- ・大破以上の被害では使用が不可能あるいは困難
- ・中破以下の被害では、修繕により再利用可能

3 地震に強い住宅にするには

ステップ①～③(補助)で地震に強い住宅にしていきます

① 耐震診断

- 専門家(木造住宅耐震診断員の資格を持った建築士)が現地調査を行い、住宅の耐震性の有無を確認します。

② 補強計画

- 耐震診断の結果、耐震性が無いと判断された住宅に対して、補強方法の検討を行います。専門家とあなたの住まいについて考えます。

③ 耐震改修工事

- 補強計画に基づき、柱、壁、基礎などの補強工事を実施します。

耐震診断は、人という健康診断のことだね。
健康診断の結果が悪かったら治療しないと
いけないね。



4 木造住宅の耐震改修補助とは

①耐震診断



②補強計画



①は、お家の状況を調べている写真だよ。
②は、専門家が補強の方法について説明
してくれている写真だよ。

※写真はイメージです



③耐震改修工事

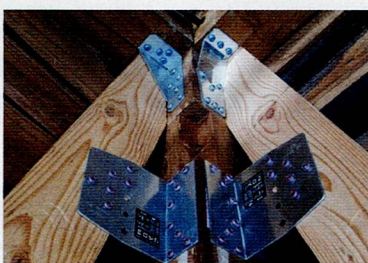
(※補強方法等は数多くあり、あくまで改修の参考例です。)



筋かい補強



構造用合板補強



金物補強



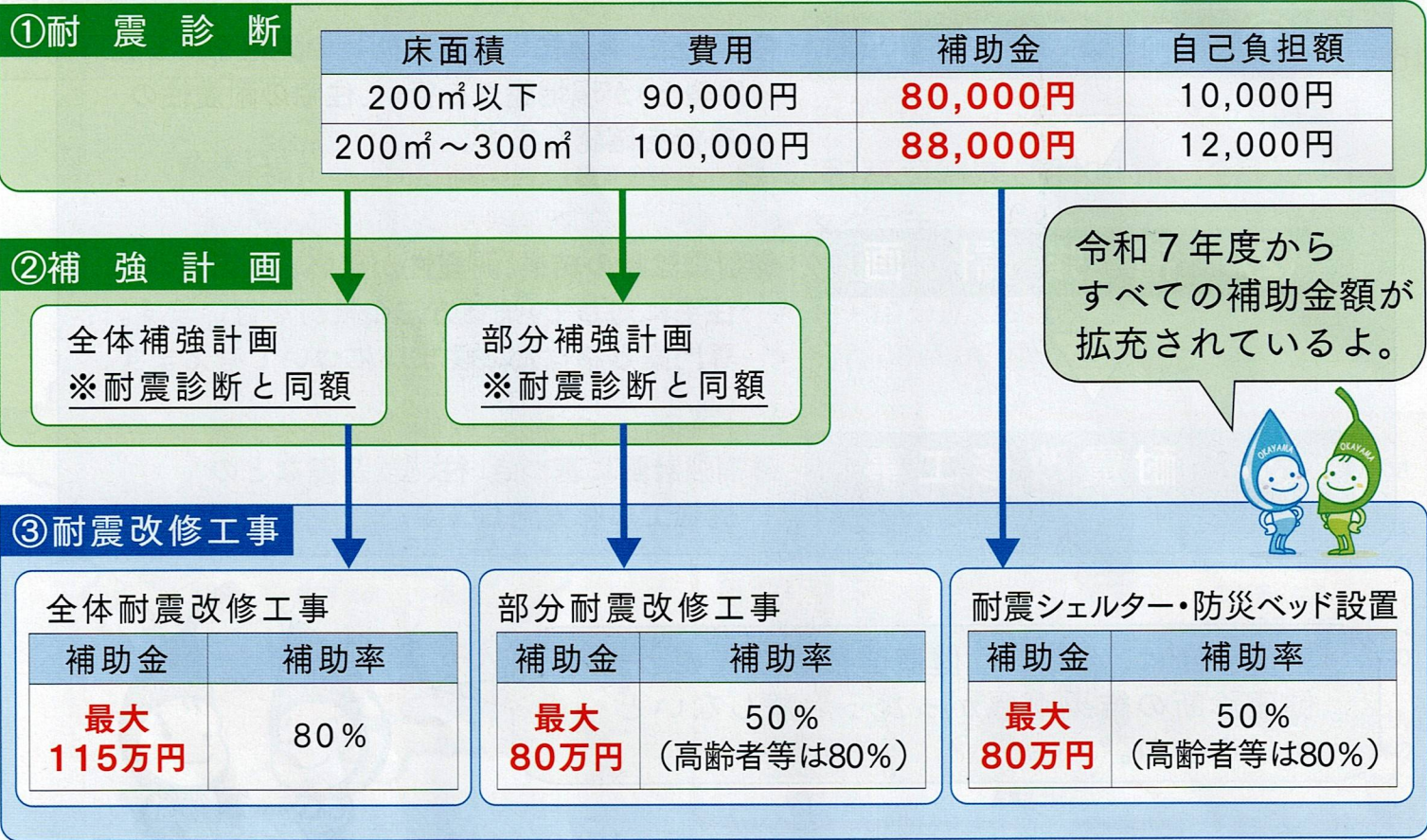
基礎補強

○その他の耐震改修工事

- ・屋根の軽量化を含めたバランスの良い耐震計画
- ・老朽箇所の補修による劣化度の改善 など

5 補助制度について

木造住宅に対する補助金（旧耐震で2階建て以下の住宅が対象です）



木造住宅の耐震補助制度の詳細については
岡山市のホームページ（右記二次元バーコード）をご確認ください。



危険なブロック塀等撤去に関する補助制度について

「対象となるブロック塀について」

- 以下の条件を全て満たすものです
- 1. 市内に存するもの
- 2. 避難道路に面しているもの
- 3. 高さが1m以上のもの
- 4. 境界線からの距離＜高さであること
- 5. 危険なブロック塀等であること

「補助額について」

- 補助額は、以下①と②の額を比べて少ない額の2/3です。（上限額15万円まで）
- ① 対象となる部分の撤去に要する費用（見積額）
- ② 対象部分の「長さ×9000円/m」の額

危険なブロック塀等撤去補助制度の詳細については
岡山市のホームページ（右記二次元バーコード）をご確認ください。



岡山市都市整備局住宅・建築部 建築指導課 建築安全推進係（本庁舎6階）

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL：086-803-1445

